

東北「道の駅」連絡会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東北「道の駅」連絡会という。

(目的)

第2条 本会は、東北地方の全ての「道の駅」が、協働して「道の駅」の機能等の向上や地域の個性の発信に努め、もって道路利用者の交通安全や利便性の向上、地域の活力の向上、安全で住み良い地域づくり、美しく豊かな東北地方を築くこと等への貢献を果たすことを目的とする。

(業務)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、必要な事業の遂行や相互の連絡調整等を行う。

第2章 構成

(会員)

第4条 本会は、「道の駅」登録者からなる正会員、及び別紙-1の道路管理者からなる特別会員をもって構成する。

(協働会議)

第5条 第3条に掲げる業務の実務等を行うために、本会に協働会議を置く。協働会議は「道の駅」登録者のうちから、各県「道の駅」連絡会が推薦する各県代表2市町村の「道の駅」担当課長をもって構成する(別紙-2)。また、協働会議には、道路管理者側「道の駅」担当課長からなる支援会員を置く(別紙-2)。

(支援会員)

第6条 支援会員は、協働会議運営等に関し、必要な協力等を行う。

(協働会議の役割)

第7条 協働会議は、第3条に掲げる業務の実務を行う。ただし、当該年度の通常総会決定済み事項以外の特に重要な事項は、総会(通常総会又は臨時総会)を開催して決定するものとし、それ以外のものについては、正会員の持ち回り承認をもって行うことができる。

(駅長会議)

第8条 本会に、全「道の駅」駅長からなる駅長会議を置く。

(駅長会議の役割)

第9条 駅長会議は、第2条の目的を達成するために、駅長の立場として必要な事業の遂行や相互の連絡調整等を行う。

(経費)

第10条 第3条の業務に係わる経費は、会費、補助金、寄付金、負担金、その他収入をもって充てる。

- 2 会員は総会で定める予算に基づき、年会費等を負担するものとする。
- 3 災害等によって会員の「道の駅」の運営に著しい障害が生じた場合は、会長は役員会に諮って前項に規定する年会費等の負担を免除することができる。
- 4 前項に規定する事態が生じた場合、既納の年会費等については、第12条の規定にかかわらず会長が役員会に諮ってその全額又は一部を返還することができる。

(資格の喪失)

第11条 「道の駅」の登録が取り消された場合は、会員の資格を失う。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第13条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第14条 役員は正会員の中から互選により選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員職務)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。

(協働会議役員)

第16条 協働会議に、次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 2名

(協働会議役員を選任)

第17条 協働会議役員は、議員の中から互選により選出するものとする。

(協働会議役員職務)

第18条 議長は、協働会議を代表し、会務を統括する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故ある時は、その職務を代行する。

(顧問)

第19条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会運営の基本的な事項について、意見を述べることができる。

(役員任期)

第20条 役員任期は、通常総会終了の日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の任期が満了した後も、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行う。

第4章 会議等

(本会議)

第21条 本会議は、総会と役員会とし、総会は通常総会又は臨時総会とする。

2 総会においては、次の事項を議決する。

- (1) 本会の運営に関する重要な事項
- (2) 事業計画及び収支予算の決定
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 規約の変更
- (5) その他必要な事項

(総会)

第22条 通常総会は、毎年1回、臨時総会は、役員会が必要と認めるときに会長が招集する。

2 総会は、正会員のうち次の出席者をもって構成する。

- (1) 役員
- (2) 当該年登録の新会員
- (3) 各県内会員数（役員及び新会員を除く）の3分の1以上の代議員
なお、代議員の選出は各県内の互選によるものとする。

3 総会の議長は、会長をもってあてる。

4 議事は、第2項の出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定によることとする。

5 会長が、緊急性を要する場合など特に必要と認めるときは、役員会での承認の上、議決の方法に書面又はファクス又は電磁的方法を用いることができる。

(定足数)

第23条 会議は、各会議構成員の過半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

(議事録)

第24条 議長は、総会終了後すみやかに議事録を作成するものとする。

(会長の役割)

第25条 会長は、この規約に定めるもののほか、次の事項を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業報告及び決算

- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(役員会)

第26条 役員会においては、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき議案
- (2) 総会の議決により委任された事項
- (3) その他必要な事項

(役員会の招集)

第27条 役員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が、緊急性を要する場合など特に必要と認めるときは、持ち回りにより決議することができる。なお、議決の方法には書面又はファクス又は電磁的方法を用いることができる。

(協働会議の招集)

第28条 協働会議は、議長又は本会事務局長が必要と認めるときに議長が招集する。

- 2 議長又は事務局長が緊急性を要する場合など特に必要と認めるときは、持ち回りにより決議することができる。なお、議決の方法には書面又はファクス又は電磁的方法を用いることができる。

(駅長会議の招集)

第29条 駅長会議は、毎年1回を原則とし、その他本会事務局長が必要と認めるときに同事務局長が招集する。

第5章 県連絡会

第30条 本会は、東北6県の各『県「道の駅」連絡会』と相互に協働して、第2条の目的を達成することに努める。

第6章 財産及び会計

(財産の管理等)

第31条 本会の財産は、会長又は会長の命により事務局が管理する。

(事業計画及び予算・決算等)

第32条 毎年度の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、毎年度事業開始前に会長が作成し、総会にはかるものとする。

- 2 事業報告及び決算は、毎年度事業終了後、会長が作成し、監事の監査を受け、会員に報告するものとする。

- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(暫定予算)

第33条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないときは会長は、予算の成立の日まで前年度予算に準じて収入支出をすることができる。

第7章 事務局

(事務局)

第34条 本会の事務を処理するために、事務局を置き、事務局は会長が在籍する自治体及び役員の見解を聞き会長が定める団体等があたり、事務局長は会長が在籍する自治体と会長が定める団体等が協議して決める。

2 事務局は、会議の円滑なる運営にあたりるとともに議事録を整理することとする。

(備付け帳簿及び書類)

第35条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) その他必要な帳簿及び書類

付 則

この規約は、平成 5年 6月28日から施行する。

- | | | |
|-----|-------|-------|
| 改 正 | 平成 7年 | 5月 8日 |
| 改 正 | 平成 9年 | 5月26日 |
| 改 正 | 平成10年 | 5月25日 |
| 改 正 | 平成12年 | 8月22日 |
| 改 正 | 平成13年 | 8月22日 |
| 改 正 | 平成14年 | 8月29日 |
| 改 正 | 平成15年 | 8月27日 |
| 改 正 | 平成16年 | 8月26日 |
| 改 正 | 平成17年 | 8月25日 |
| 改 正 | 平成18年 | 4月 3日 |
| 改 正 | 平成18年 | 8月24日 |
| 改 正 | 平成19年 | 8月29日 |
| 改 正 | 平成20年 | 6月10日 |
| 改 正 | 平成21年 | 5月28日 |
| 改 正 | 平成22年 | 5月25日 |
| 改 正 | 平成23年 | 5月25日 |

改 正	平成24年	5月25日
改 正	平成26年	5月23日
改 正	令和4年	5月26日
改 正	令和7年	5月27日

別紙－1（第4条 正会員の構成）

	職 名 等		備 考
正会員	設置者	市町村長	

（第4条 特別会員の構成）

	職 名 等		備 考	
特別会員	東北地方整備局	道路調査官		
		道路情報管理官		
		地域道路課長		
		交通対策課長		
		青森河川国道事務所長		
		岩手河川国道事務所長		
		三陸国道事務所長		
		南三陸沿岸国道事務所長		
		仙台海川国道事務所長		
		秋田河川国道事務所長		
		湯沢河川国道事務所長		
		能代河川国道事務所長		
		山形河川国道事務所長		
		酒田河川国道事務所長		
		福島河川国道事務所長		
		郡山国道事務所長		
		磐城国道事務所長		
		青 森 県	道路課長	
		岩 手 県	道路環境課総括課長	
		宮 城 県	道路課長	
		秋 田 県	道路課長	
		山 形 県	道路整備課長	
	福 島 県	道路整備課長		
	仙 台 市	建設局道路部長		

別紙—2（第5条 協働会議の構成）

	職 名 等		備考
幹 事	青森県「道の駅」連絡会推薦市町村	担当課長	
	青森県「道の駅」連絡会推薦市町村	担当課長	
	岩手県「道の駅」連絡会推薦市町村	担当課長	
	岩手県「道の駅」連絡会推薦市町村	担当課長	
	宮城県「道の駅」連絡会推薦市町村	担当課長	
	宮城県「道の駅」連絡会推薦市町村	担当課長	
	秋田県「道の駅」連絡会推薦市町村	担当課長	
	秋田県「道の駅」連絡会推薦市町村	担当課長	
	山形県「道の駅」連絡会推薦市町村	担当課長	
	山形県「道の駅」連絡会推薦市町村	担当課長	
	福島県「道の駅」連絡会推薦市町村	担当課長	
	福島県「道の駅」連絡会推薦市町村	担当課長	
	支援会員	青森県	道路課長
岩手県		道路環境課 総括課長	
宮城県		道路課長	
秋田県		道路課長	
山形県		道路整備課長	
福島県		道路整備課長	
仙台市		道路計画課長	
青森河川国道事務所		調査課長	
岩手河川国道事務所		調査課長	
仙台河川国道事務所		交通対策課長	
秋田河川国道事務所		計画課長	
山形河川国道事務所		交通対策課長	
福島河川国道事務所		道路管理課長	
事務局	二本松市		
	特定非営利活動法人 東北みち会議		
協 力	東北地方整備局	交通対策課	